〔1〕建物関係	「損失補償算	定標準書 基準・要領編(建物・工作物)」の構成
— [1] −1 基準·要領等 — (1) 補償基準(抜粋) — (2) 補償基準細則(抜粋) — (3) 建物移転料算定要領 — 様式 第1号~第5号		木造・非木造共通木造建物
一別記 曳家移転料算定要領	─ 様式 第1~2	曳家移転料算定要領の解説
別添一木造建物調査積算要領	別添1 木造建物 別添2 木造建物 様式 第1~9	×
別添二非木造建物調査積算要領一	別添2非木造建別添3非木造建	物 別記 非木造建物補償諸率表
(4)再築補償率の考え方1木造建物の再築補償率2非木造建物の再築補償率	工事内訳	144 C - 1 1 4 M C V V I E E
— <mark>(5)</mark> 石綿調査算定要領 ── <mark>様式</mark> 第1~2、調査算定フロー		物の区分(建物移転料算定要領 第2条)
R	建物区分	判断基準 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 (在来)工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、 事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取 り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
(2) 諸経費率表 (A (4) 非木造建物標準耐用年数判定表 (4) 非木造建物標準耐用年数判定表 (5) 木造建物再築補償率表 (価値補正率 α = 0)	upport S 木造建物〔Ⅱ〕	/ 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 (在来) 工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体 育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、 木造建物 [I] に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物 ※諸率【適用不可】
- (6) 木造建物標準再築補償率表 - (7) 木造建物再築補償率表(耐用年数満了後) - (8) 非木造建物再築補償率表(価値補正率 α=0)	木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組(在来)工法以外の工法により建築された建物 ※諸率【適用不可】
- (9) 木造建物現価率表 - (10) 木造建物現価率表(補正) - (11) 非木造建物現価率表 - (12) 運用益損失額補償率表	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 (在来)工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、 土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的 価値を有する建物 ※諸率【適用不可】
(13) 価値補正率基準表 様式 標準耐用年数満了後の木造建物の 実態的耐用年数の調査算定について 様式	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物 ※一部用途は、統計値【適用不可】
〔1〕-3算定例(1) 法令改善費の運用益損失額補償額の算定例(2) 廃材運搬費及び廃材処分費内訳書の算定例例1~3	非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系 又はコンクリート系の建物
[2]工作物関係(略)		※統計値【適用不可】





